

日本資本主義の米価問題(四)

井 上 周 八

一 米価問題の意義

二 米穀・米価政策の概観

- 戰前第一期 明治前半期の財政的米価調節期(明治元年～三年)
- 第二期 明治後半期の米穀関稅政策期、米価放任時代(明治二四年～四四年)
- 第三期 米穀法制定直前までの米価政策期、自由価格制の最後の時期(大正元年～九年)
- 第四期 米穀法制定下の米価政策期、恒久的米価調節時代、間接統制時代(大正十年～昭和七年)
- 第五期 米穀統制法制定下の米価政策期(昭和八年～十六年)
- 第六期 食糧管理法制定下の米価政策期——終戰前——(以上既載)
- 戰後第一期 食糧増産、強權供出による収奪的食糧統制期(敗戦～朝鮮戰爭開始)
- 第二期 食糧事情の好転にともなう日本農政轉換の準備期(朝鮮戰爭～昭和二九年)

戦後約二十年間にわたる日本資本主義の米価問題は、戦前のそれにくらべ、その期間は約四分の一にすぎないといえ、はるかに多くの変化と教訓に富んでいる。またその性格も戦時中を間に挟んで、戦前と戦後とは大いに異なっている。この性格変化の原因としては以下の諸点があげられよう。すなわち、

第一に、敗戦による日本資本主義の変貌、とくに「農地改革」による平場耕作地帯における地主制の消滅、ならびに、この結果としての独占資本対農民の直接的対立。これにより、戦前、主として地主・小作人間の搾取・被搾取関係が、つまり小作料や小作地問題が農民運動の中心的課題とみられ、また米価も農民と地主と資本家というそれぞれの利害対立のなかで決定されたのに対し、戦後は地主制の消滅に伴い、小作料問題に代って米価を中心とする農産物価格が重要な意義をもち、独占資本対農民の斗争が農民運動の中心となり、したがって米価も独占資本対農民の利害対立のなかで決定され、戦前のように地主の利害を考える必要がなくなっていること。

第二に、戦前のような東南アジア諸国、および、朝鮮や台湾からの移入米（この移入米は昭和十年には、米生産県から消費県へ移出される「内地米の道府県管外出回り量」を上回るほどになった）による需給の調節という条件の喪失と、これに伴う、食管制の意義の増大。

第三に、米の公定価格による国家買上げ制度のもとで、昭和二四年以降、食糧事情好転の結果、農民層分解の意義が増大したこと。食管制下での公定米価の決定や供出義務と割当制が、つねに富農層に有利で、貧農層に不利であり、それゆえ階層別に米価問題をみなければならない点は、農民を「勤労農民」階級として一色にとらえることがあまりであることから重要である。

最後に、戦後復活再編された日本独占資本の農村に与えた役割の変化——それはアメリカの対日支配政策とその推

移結びついている——。すなわち、零細農維持政策からその切捨て政策への百八十度の転換、および「撰択的拡大」による米麦中心の日本農業の質的転換を意図する農業基本法政策の登場。

さて、戦後の米価問題を考えるにあたって、その時期区分をどのように行うかが、問題となるが、ここでは次の四期に分けておく。

第一期 敗戦（昭和二十年八月十五日）より朝鮮動乱開始（昭和二十五年六月二五日）までの時期。

第二期 朝鮮動乱開始より世界資本主義の恢復と食糧事情の好転を示した昭和二十九年頃までの時期。

第三期 日本資本主義が帝国主義的復活のために総力を結集し始めた昭和三〇年以降から農業基本法成立（昭和三十六年六月）に至るまでの時期。

第四期 農基法成立から現在に至るまでの時期。

戦後第一期 食糧増産、強権供出による収奪的食糧統制期（敗戦～朝鮮戦争開始）

この期は敗戦から二・一・一・一までの民主化昂揚期と、二・一・一・一から朝鮮戦争開始にいたる占領政策の反動化ならびに下からの民主化運動の退潮期とからなっている。まず、この期の米価問題を考察するに先立って、その経済的背景をみることにする。

昭和二十年にはいるや、戦局は絶望化し、戦時経済は行詰り、日本の敗色はおおうべくもなかった。しかし敗戦の現実には直面するや、盲目的に神州不滅を信じてきた多くの日本人は、「悪夢」のような戦争がやっと終わったという安

堵感や平和な未来への展望とともに、一種の虚脱状態におちいついていた。日本人はかつて戦争に敗れた経験をもたなかったし、それが如何なる結果をもたらすかを知らなかった。日本は降伏した。その条件はポツダム宣言の受諾であり、ポツダム宣言の受諾はカイロ宣言の履行も含む——「カイロ宣言の条項は履行せらるべく……」(ポツダム宣言第八条)——ものであった。この両宣言により日本は、(1)連合軍による日本国領土内の諸地点の占領、(2)日本軍隊の完全な武装解除、(3)日本国の主権は、本州、北海道、九州、四国ならびに連合国側が決定する特定の諸小島に局限されること、(4)戦犯処罰、(5)実物賠償の取立可能な産業の維持、(6)民主主義復活と基本的人権の尊重確保、等の実行を要求されていた。しかも敗戦日本の人民が当面していたのは、深刻な食糧難、住宅難、滔々たるインフレの進行であった。しかし、このような衣・食・住の危機のなかで、また同時に憲法改正をも含めて高度な理念的論議が盛に行われた。それは、戦前の日本人の思想、制度、慣習等が敗戦により根底からゆるがされていたからである。こうした状況のなかで、米国賠償委員のポーラーは、「日本人は平和と民主主義とによって軍国主義下では享受しえなかった、より豊かな生活に導かれてゆくことを賠償政策によって悟るであろう」とのべ、また多くの日本人は心から平和と民主主義の日本の再建を決意していたのである。

戦争の結果、日本の産業は壊滅状態となった。すなわち政府発表によれば、本土内の軍用資産を含めての国富の四一・五%が直接間接戦争で失われ、直接の軍需生産を含まない生産は戦前昭和十一年平均の約一割前後、昭和二十一年の鉱工業生産指数は同じく昭和十一年平均の三〇・七%に落ちたのである。日本帝国主義は海外の領土、植民地のすべて(全領土面積の四五%)を失い、その勢力圏から追放され、一時的にもせよ国際経済から全面的に切り離され、崩壊した。戦時中、軍閥や官僚と結びつき、全面的に軍需産業化した独占資本は、敗戦を契機として、一挙

に軍需市場を喪失し、文字通り死活的な転換点に直面した。しかも、戦時中天皇制国家により徹底的に弾圧された労働者農民の運動は、戦後死灰の中からよみがえり、多くの犠牲と苦悩を担わされていた民衆の憤怒は表面化した。そのうえ賠償問題と財閥解体問題で、独占資本を始めとする日本の支配階級は、さらに追討の危機にさらされていたのである。日本は、国際的にも国内的にも孤立し、まさに、革命的情勢に直面していたのである。だが、それにもかかわらず、戦時中の天皇制警察国家の弾圧により、民主組織が圧殺されていたため、イタリアやフランスのように、戦時中からの反戦・抵抗運動がみられなかった日本の大衆運動は、このような戦後の革命的情勢を迎えながら、この情勢を有利に発展させるための民衆の不満と抵抗の組織化において、決定的に立遅れていた。

周知のように、第二次世界大戦は、米英仏等の資本主義諸国と日独伊の資本主義諸国との間に斗われた植民地再分割を目的とする帝国主義戦争として、開始されたのであるが、それはまた同時に日独伊三国のファシズムに対する米英仏を中心とする連合国の民主主義擁護斗争という性格をもつものであり、その後、ソ連の参戦により、この性格はさらに明確となった。したがって、終戦直後の事実上のアメリカ単独占領下の対日政策もポツダム宣言を国際民主主義勢力の要請として日本に実施することであった。アメリカはこの要請を、戦後の世界的ならびに国内的に高揚していた「民主化」機運を背景として、天皇制の否定、旧軍隊および財閥の解体、農地改革、治安維持法の廃止、特高警察の解体、労働組合の育成、教育の民主化等の一連の措置として遂行した。しかし日本の民主勢力がアメリカ占領軍の予想を超えて革命的な高揚を示し始め、また中国大陸における中共軍の勝利や、東南アジアの民族解放斗争の激化による帝国主義の植民地体制の崩壊の方向、さらには世界労連の結成による資本主義世界の労働階級の組織力の強化等の事態が進捗するにつれ、占領政策も必然的に反動化せざるを得なかった。すなわち、当初アメリカは、自国の危険

な競争相手としての日本に、軍事的・経済的に再起不可能な打撃を与えようとしたが、昭和二年から三年以降にかけて、アジアの反共前線基地、ソ連に対する防壁、イギリスと同じような不沈空母、勇敢な訓練された兵士の給源、およびアジアの工場としての日本の育成を意図するにいたった⁽⁴¹⁾。この民主化高揚期とその反動期への転換点とみられるのが、昭和二年二月一日のGHQによるゼネスト禁止命令であり、この命令は戦後の民主的高揚期に終止符を打つものであった。そしてこの占領政策の変化を反映して、アメリカの賠償要求も、ポーラー、ストライク、ドレーパー、ジョンストン等の諸報告が示すように、相ついでその賠償要求水準を引下げ、それとは反対に、ガリオア・エロアの「対日援助」を裏付けとして日本の工業力培養、軍事工業保存が積極的に打出された。

(41) オーエン・ラティモア『アジアの情勢』、小川修訳、日本評論社、一一四頁以下参照、Owen Latimore, 'The Situation in Asia, 1949, p. 104.

敗戦直後の打撃から立ち直るため、日本の支配階級がとった主な手段は、まず終戦の混乱に乗じて巨額の軍需補償金（昭和二〇年十一月二七日、大蔵省は軍需補償額五六五億円と発表）を獲得すること、インフレ政策により、負債の減価をはかるとともに、資産の増価をはかり、人民の生活を飢餓と窮乏の中に陥れながら、平時産業に転換するための準備をととのえること、賠償の緩和を策し、外資の導入をはかろうとしたこと、他方、国内の革命的情勢にたいしては、小市民層の「秩序回復」のためには強力な国家権力の発動もやむをえないとする気運を背景に、弾圧体制をととのえること、などであった。そして、これらの支配階級の意図はある程度の成功を収めた。すなわち、二一年一月十七日の警察官の拳銃その他の武器携帯の許可、同月十八日の強権による食糧買上げ方針の決定、二月十六日の「金融緊急措置令」（新円切換など）、「臨時財産調査令」「食糧緊急措置令」「隠匿物資等緊急措置令」「物価対策基本要綱」

「緊急就業対策要綱」等からなるインフレ防止のための一連の非常措置は、支配階級が一応その役割を果し終えたインフレ政策の行き過ぎをチェックし、生産サボを打切って、上から積極的に、反民主的な経済再建工作に乗り出す転機をなすものであった。しかし、このうちのインフレ政策は、旧円封鎖（昭和二年二月十八日、日銀券発行高は旧円時代の最高である六一八億円となり、同月二五日旧円の停止、新円の交換を開始した）により、一時その行過ぎをチェックされたが、それにもかかわらず、旧円封鎖の翌日から、新円インフレは引続き昂進した。だが、このようなインフレ昂進とそこでの闇経済は、逆に独占資本とその支配体制そのものをも危険におとしいる要因をもつものであり、またインフレによる実質賃銀の切下げにも限界があるのは当然である。独占資本は、インフレを昂進させ、外資導入をはかることにより、一挙に財政的立直しをはかろうとしたのであるが、その外資導入のためにも、国内経済情勢の安定、インフレの抑制をはからねばならなかった。ここに石橋蔵相の「健全財政」、金融機関融資準則（二年三月一日大蔵省告示）による銀行金融の引締め等が行われ、吉田内閣の社会党引込みによる連立工作が展開されたのである。だがそれは失敗に終わった。

昭和二年四月の新憲法下第一回の総選挙で吉田内閣にかわって登場した片山内閣（衆議院議員の社会党議席は一四三、自由党一三二、民主党二二四、国協党三一、諸派二〇、無所属一三、共産党四）は、それまで統一行動を続けてきた共産党と絶縁し、民主、国協両党と結んで三党連立内閣をつくった。勤労大衆の期待を担った社会党首班内閣の基本政策は、しかしながら、二年六月十一日に発表された八項目にわたる経済緊急対策に示された如く、それ以前の保守党内閣と大差ないものであった。その根本原則は、「賃銀と物価の相互関係の安定のため」と称し、「基礎物資の価格は戦前の昭和九、十、十一年の価格水準の六五倍を限界として価格安定帯を設け価格が之を超えるときは価格調整補

給金によって需要者価格を安定帯の限界迄引下げる。賃銀は現在より若干引上げ工業総平均賃銀を月一、八〇〇円とし暫定業種別平均賃銀を基準として価格に算入する」というものである。この結果、賃銀は戦前の二七—二八倍で、物価改定前のわずか一二%の引上げにすぎないが、石炭、鉄鋼などの基礎物資は、戦前の六五倍を限界として基礎的価格安定帯を認め、それを超える場合、その生産者価格には価格調整補給金が与えられることになるので、それらのは多くは百倍前後の価格となり、物価改定前の二倍半乃至三倍となって、企業の赤字は解消するが、家計の赤字は増大せざるをえない仕組となっていた。このように、片山内閣の基本的な経済政策も、吉田内閣と同様「耐乏生活」を国民に要求する「低賃銀維持」政策であった。その上、片山内閣は吉田内閣により二一年十二月二四日に決定された「傾斜生産方式」を積極的に遂行した。周知のように、「傾斜生産方式」の目的は、一方で復金融資や終戦処理費などを原因とする日銀券増発、インフレ政策、大衆からの税収奪、強権供出、低農産物価格、耐乏生活の強要などにより、賃銀水準を低く押えるとともに、他方では、補助金や融資等による国家資金の重点産業部門へのふりむけにより、独占資本立直りのための独占利潤の確保をはかること、にあった。

その後二三年二月、片山内閣は予算編成の失敗により総辞職し、翌三月に成立した芦田内閣は同年十月い、いわゆる「昭電疑獄」により崩壊するのであるが、片山・芦田両内閣は一貫して「傾斜生産方式」を実行し、日本独占資本再建政策を遂行したのである。

第二次吉田内閣が成立した翌月の二三年十一月、中共軍は東北（満洲）全土を解放した。他方、この頃には、日本の旧機構の不徹底な解体——財閥解体や農地改革の中途半端な遂行、戦犯の復活、天皇制の「象徴」としての温存——に引続き、日本の軍国主義化とアメリカ独占資本への経済的従属化はほぼ確定した。かくして、占領軍ならびに日本

の支配階級が、敗戦による日本国内の革命的諸要因の激化を、資本主義秩序の枠内において処理するという、かれらの課題は、昭和二三年末にはほぼ解決されたのである。このように、占領下の強権供出、低農産物価格・低賃銀政策と、他方でのインフレ政策のもとでの独占資本再建のための傾斜生産方式により、日本独占資本の立直りは一応の成果を取めた。そこで、これに引続くものとして日程にのぼったのが、占領体制の解除と、日本経済のいわゆる「自立化」であった。

すなわち、戦後アメリカのクレジット供与並びに政府補給金に頼っていた日本経済が、近く単一為替レートを採用し、日本経済の正常化に進もうとするために、是非とも遂行せねばならぬものとして米国の国務、陸軍両省からGHQを通じて指令されたのがいわゆる「経済九原則」である。その要点は(1)総予算の均衡 (2)徴税の強化 (3)信用拡張の制限 (4)低賃銀水準の確保 (5)低物価維持 (6)外国為替統制の強化 (7)輸出の振興と資材割当と配給制度の合理化 (8)重要国産原料と製品の増産 (9)食糧供出計画の強化、であった。この九原則にもとづいて昭和二四年のドッジ・ラインといわれる経済安定計画が作成されたのであるが、ドッジ・ラインのねらいは、労働者階級の犠牲によってインフレを抑制し、占領下の権力による直接のバック・アップがなくなったのちも、日本の独占資本を強化し、これにより日本をして内外の共産勢力と対決しうる強力なとりとしての役割を果しうるようにする点にあった。このため、当時日本経済ののっていたといわれる二本の竹馬の足——アメリカの援助と補助金——をすてて日本経済が自分の足で地に立つため、価格補給金の廃止、復金融資の停止が要請され、さらに、インフレ抑制と均衡予算の堅持、シャウブ勸告（二四年八月二六日）による租税制度の改革、複數為替レートにかえての対ドル単一為替レートの設定が、必要とされた。この単一為替レートの設定（二四年四月二三日）は、円をドルに結びつけることにより、二三年の十月から

十一月を頂点として悪化に向ったアメリカの戦後恐慌を日本に転嫁するとともに、日本経済をアメリカの従属下に置くという意図をもつものである、といわれていた。このほか単一為替レート設定とならんで、注目しなければならぬのは、対日援助見返資金特別勘定の設定（二四年四月一日）である。これは日本政府によって販売されたアメリカの援助物資の代金を特別会計をつくって別途に積立て、対日債権として明確にするとともに、GHQの承認のもとに、日本政府の債務の償還や経済再建に直接寄与する資本投資にこれを運用させるといふものである。昭和二四年以降の三年間に全産業が設備資金として外部から調達した資金のうち、財政資金は三七％という大きな割合を占めていたが、この財政資金の七〇％（外部資金全体の二六％）が見返資金であった。さて、ドッジ・ラインの本格化（四月以降の超均衡予算の実施、単一為替レートの設定、見返資金の設置等）とともにインフレは一応とまったが、中小企業の融資難や税金攻勢による倒産と整理は激増し、農産物価格も全般的に急落し、翌二五年になっても景気は好転せず、四月の日銀や政府の金融引締方針の決定の結果、いまや本格的安定恐慌が日本経済に到来するかにみえた。そしてまさにこの時、六月二五日期朝鮮戦争が勃発、日本経済の窮地が打開されたのである。

このように第一期は、敗戦による戦時国家独占資本の解体、生産の戦前（昭和九年から十一年）の一、二割への低下、悪性インフレの発生、闇経済の横行のなかで、世界の民主勢力と、日本の労働者階級の組織化の前進、生産と生活を守るたたかい（生産管理斗争、食糧よこせ、職よこせ斗争）の高揚期と、世界情勢の変化（新中国および東欧人民民主主義諸国の成立、植民地・従属国の民族解放斗争の高揚、アメリカをはじめとする資本主義諸国内部の経済的危機の深化）を反映してのアメリカの対日政策の反動化、すなわちトルーマン・ドクトリン（昭和二年三月）による共産主義封じ込め政策やマーシャル・プラン（同年六月）に即応して日本の「アジアの工場」「軍事基地」化、二・一スト弾圧、経済九原

則とドッジ・ラインの強行、賠償方式における工場設備等の撤去方針から存置方針への変化、政令二〇一号によるスト権はく奪、全労連の解散、再軍備の公然たる開始という反動期からなっており、この間に、昭和二二年から二三年にかけての「傾斜生産方式」、二四年のドッジ・ライン強行をテコとして、独占資本の売弁的再編のための急速な資本蓄積、「自立経済」化が、低賃銀と低農産物価格による労働者と農民への犠牲の強要のもとに遂行された時期であった。

では、右のような経済的背景のもとで、日本の米作農民に背負された役割はどのようなものであったか。戦後の経済事情と、そこにおける「独占資本の再生的蓄積」（小林義雄『戦後日本経済論』三四頁）、利潤追求機構のなかで、一定の搾取の源泉としての役割を日本の農業・農民は支配階級により与えられてきたのであるが、以下この点を「米価問題」の見地から考察しよう。

終戦直後の農業問題の当面の中心は、何といっても食糧危機の克服であった。戦時中から深刻の度を加えていた食糧問題は、戦後、土地の荒廃、耕地面積の激減（昭和十六年の五八〇万ヘクタールが二二年には五〇〇万ヘクタール弱に減少）、農業資材、肥料等の不足による生産力の低下、等に加え、(1)移入米ならびに輸入米の杜絶、すなわち朝鮮、台湾、満州、インドシナ等からの食糧輸入の杜絶——すでにみた如く（表二二参照）、わが国の移輸入米に対する依存は、戦前年額一〇〇〇万から一五〇〇万石に達していた——、(2)国際的な食糧不足、(3)アメリカによる食糧輸入措置の見送り、輸入外貨の制約、(4)復員、引揚による農村人口および農家戸数の増加——農家戸数は戦前の昭和期を通じてほぼ五四〇万と五五〇万戸であったが、二二年には五九〇万戸、二四年には戦後最高の六二四万戸に達した——、等の事情により、その深刻さを加えた。この打開策として、とられた措置が「食糧緊急措置令」および同令施行規則（二一

年二月)、並びに「食糧確保臨時措置法」(二年八月)による「強制供出」であった。すなわち、米・麦について供出割当を行い、それにもかかわらず、供出を拒否する農家に対しては、食糧調整委員会(のちに農業委員会に統合)の決議による申請により、政府または地方長官が強制収用するという制度である。この制度は、戦争による食糧不足の段階では、消費者保護のために必要な措置であったとはいえ、この制度そのものはなお多くの問題点をもっていた。

すなわち、(1)供出にあたっての生産者価格は、当初、抑制価格の役割を果たしたが、その後は逆に支持価格的性格をもつにいたったものであるが、しかし、いずれの場合にも、生産者価格の階層性が問題として残されていた。というのは、供出割当制には、基準価格のほかに各種の奨励金(早期供出奨励金、供出完遂奨励金、超過供出奨励金、集荷奨励金)が附加されており、とくに、超過供出奨励金は、超過供出の可能な上層農家に有利であること、(2)上層農家はど実際には闇売りに廻すことのできる「自由米」を残すことが出来ること、(3)石当り生産費が反収の多い上層農家はど安く、したがって全国平均の生産者価格による利益は上層農家に著しいこと、などがこれである。そしてこの期の生産者米価は抑制米価として農民に不利であり、いわゆる「ジープ供出」として農民の反感をかい、ついに一部農村に耕作放棄を現出させた。このような低米価の強権供出による農民収奪に対して、農家経済を維持するため農民がとったもう一つの自衛手段は闇米販売である。すなわち当時の闇米は上表の如く公定価格にくらべ、いちじるしく高く、その流通量も多かった。このため供出反対、闇米横行が全国的にみられるにいたった。これは肥料、農薬その他の独占価格による流通過程を通しての直接的収奪と、国家権力と結合した不当な課

表33 米の自由価格と供出価格

	自由価格A	供出価格B	A/B
1946年	4,822円	550円	8.8倍
47	9,410	1,756	5.4
48	15,800	3,646	4.4
49	14,300	4,348	3.3
50	9,900	5,420	1.8
51	10,100	7,520	1.3

備考 農林省農村物価賃銀調査その他より作成。供出価格は各種奨励金収入をも加重平均したものの。(中央公論社『日本農業年報』第1集、205頁。)

税、低米価政策および農家購入品と農家販売品との缺状価格差等による間接的収奪に対する農家の自衛手段であった。そしてこのような情勢のなかで、従来の生産費を中心とした米価の決定が、パリティ方式に切り変えられたのである。

パリティ米価の本質が、科学的算定によるものではないところの政治米価であるという点は今日すでに明らかにされている。すなわち、戦後、政府の政策は独占資本再建のため鉱工業生産を回復し、貿易を振興することを目標に、いわゆる「独占資本の再生的蓄積」に重点を置いた。当時吉田内閣は、鉱工業生産指数を急速に六〇%程度に引き上げることが出来れば、インフレ収束にともなう安定恐慌も乗切ることができ、またインフレをとめることが出来れば、生産再開が本格化する、このため石炭と鉄鋼を超重点産業に指定し、一年に二、〇〇〇万トンにまで落ちた石炭生産を三、〇〇〇万トンに引上げ、増産された石炭を鉄鋼の増産に向けるという、雪だるま式増産による「傾斜生産」方式をとらねばならない、と主張した。この場合、炭価を安くするためには労賃が低くなければならず、とくに、日本では原材料のコスト高をまぬかれないから、工業労賃の低下をはかる以外に途がなく、このため食糧価格の低位据置は絶対の要請であるとされた。さきにもた、二二年七月の新物価体系にこのことは明確に示されている。そこでは、まず石炭、鉄、電力のような基幹産業の生産物が一定の利潤を確保できるように公定価格をきめ、次に賃銀が右のような基幹産業の独占利潤を保証できるような低い水準に決定され、この低水準賃銀維持のために米価がきめられたのである。このため、あらかじめこの程度の米価という目安がまずあって、あとで、そのためのパリティ指数を算出するための式を作成した、とみられるのである。

では、従来の「生産費」方式をパリティ方式にかえた直接の理由は何であろうか。その理由としては、まず戦後の

経済事情を反映して、肥料、農機具等の生産手段の価格ならびに労賃部分が急激に上昇したことである。農家日雇労賃の高い原因としては、一般物価の上昇、とくに米の闇価格が高く、農家の購買力も相対的に強いことなどがあげられるが、しかし、この米の闇価格を統制価格に織り込むことは、闇と公定との悪循環をまねくことになるため、採用されがたかったのである。次に考えられることは、価格決定の基礎としての生産費調査そのものが、最初から科学的でないこと、戦中、戦後の混乱により、さらに著しくその精度が欠けてき、調査も多くの不備を指摘されていたことなどがあげられる。この結果、物価指数にスライドさせて価格を決定するパリティ方式がよいとされたのである。

しかし、既述のように、米の政府買入れ価格は食糧管理法（昭和十七年二月）において「生産費及物価其ノ他ノ経済事情ヲ参酌シテ」（第三条）定め、その売却価格は消費者の「家計費及物価其ノ他ノ経済事情ヲ参酌シテ」（第四条）定めることとされていた。これがパリティ方式に変わったのであるから、果してパリティ方式が、食管法第三条を守りうるものかどうか、もしパリティ方式による米価決定が、農家の米の再生産を保証し得ないようならば、パリティ方式は食管法違反ではないか、という論議が行われ、表面的にはパリティ方式か生産費方式かという計算方式の批判として、まず米価論争が行われた。⁴²⁾

（42）戦後の米価決定方式を時期的に区分すれば、おおむね次の如くである。

- (1) パリティ計算による時期（二一～二九年）。この時期は戦前基準（九～十一年）価格パリティ計算による時期（二一～二六年）と、いわゆる戦後基準（二五年四月～二七年三月）所得パリティ計算による時期（二七年以降）の二期に分れる。
- (2) 所得パリティ計算方式と生産費計算方式（生産費および所得補償方式）を併用する時期（三〇～三四年）。このうち、
 - (イ) 昭和三〇年は暫定パリティ方式（二八、二九年政府支払平均価格基準）。
 - (ロ) 三一年は修正パリティ方式（二五、二六、二八、二九年のパリティ価格と政府支払平均価格とのギャップによる調整係

数により調整)。

(イ) 三二年と三三年は前三ヶ年基本価格を基準とするパリティ方式であつて、生産費および所得補償方式はたんに参酌されたにすぎない。

(ロ) 三四年に至り、生産費および所得補償方式と所得パリティ方式が正確に併用された。

したがつて、このように三〇〜三三年の米価は、基本的には二七年以降の所得パリティ方式により決定されているので、三〇〜三三年までの間の米価決定方式を(2)のパリティ計算方式と生産費計算方式とを併用する時期に入れることには若干問題がある。

(3) 生産費計算(生産費および所得補償方式)による時期(三五年以降)。この方法は、平均生産費を基準とした反当り生産費のうち、家族労働の評価を製造工業の平均賃銀で行い、さらに資本利子や地代で評価替えした反当り生産費を平均反収から標準偏差を差引いた下限の農家反収で除して、価格水準を算出する方法である。その目標は、生産に要した物財費用をカバーするとともに、家族労働に製造工業賃銀なみの報酬を付与することにより、米生産者に都市なみの所得を確保させようとするものである、といわれている。しかし、いまだに算定方式としては必ずしも確立されておらず、毎年訂正が行われている。

そこで次にパリティ方式をみることにする。周知のように、パリティ計算とは比率(均衡)計算のことである。たとえば戦前の諸物価を一〇〇とし、現在それが何倍かを調べ、この倍率によって米価をきめるものである。パリティ米価が採用されたのは昭和二二年十月二二日の閣議であつたが、それ以前の二二年六月、麦、馬鈴薯に採用された。戦後のインフレと経済激変の中でこの方向がGHQの構想としてとられたのであるが、もともとこの方式そのものは一九二〇年代のアメリカの農業恐慌時に採用されたものである。

さて、パリティ方式による米価の算定は、基準年次を昭和九〜十一年の三ヶ年平均にとり、同年の米価石当り二七・一六円に、比較時のパリティ指数を乗ずることによつて行われる。

その算式は次の如くである。

$$\text{Parity Index} = \sqrt{\frac{\sum P_1 Q_0}{\sum P_0 Q_0} \times \frac{\sum P_1 Q_1}{\sum P_0 Q_1}}$$

P_0 = 基準年次価格

Q_0 = 基準年次購入数量

P_1 = 現行価格

Q_1 = 現行購入数量

ルート内第一式 (ラスパイレ Laspeyre の式) は基準年次の単価に基準年次の購入数量を乗じたものをもって、現在の支払単価に基準年次の購入数量を乗じたものを除している。この結果えられたラスパイレの指数は指数変化の上限を示すことが出来る。ルート内第二式 (パッシュ = Pasche の式) は基準年次の単価に現在の購入数量を乗じたものをもって、現在の単価に現在の購入数量を乗じたものを除したものである。この結果えられたパーシエの指数は指数変化の下限を示すことが出来る。この第一式と第二式を総合し、フィッシャー Fisher の理想指数を算出するため、第一式と第二式を幾何平均 (相乗平均) してパリティ指数を算出する。すなわち、上掲の算式がこれである。

このようなパリティ方式には次の批判が加えられた。

- (1) まず基準年次 (昭和九、十一年) であるが、当時日本は農業恐慌を侵略戦争 (満州事変開始) によって脱出したばかりの年であり、当時の農民は、高額現物小作料と借金のため、自分は雑穀を食いながら青田を売って生活していた状態であり、農家が稲作によってえられたのは、一般に工業労働者の労賃の二分の一程度の労働報酬だけであった。
- (2) この方式では各商品の基準時と比較時との「商品の同一性」が前提とされねばならない。この点の補正が、パリティ計算ではなされていない。
- (3) 基準年次と戦後の比較年次にかけての、農工生産力の大きな格差が考慮にいれられていない。この格差を考慮すれば、肥料その他の価格は、米価にくらべ当然低下すべきである。
- (4) 政府の計算では、農家必需品はすべて公定価格で入手できることになっている。しかし実際は闇での入手商品

の方が多し。肥料に例をとれば、二二年産米の厩肥料価格は、配給の三〇倍以上で、しかも配給肥料は、肥料費全体の三〇%であった。

(5) 農家が必需品をどれだけ買ったかをきめる基礎資料は、旧帝国農会（その後農業会）と農林省で調査する「農業経済調査」であるが、この調査は標準以上の農家——たとえば昭和十八年の回答農家の七〇%は一町以上の耕作農家——を対象としている。この点、日本農家の実状を反映していない。

(6) パリティ米価の決定において、租税が無視されている。戦後、租税が、大きな比重をもってきた点がとりあげられていない。

日農第二回中央委員会は、米価の決定方式を批判するにとどまらず、さらに、米価をめぐる農民と労働者の団結、消費者との統一をも含めた見地から、米価斗争の基本策として次の如く主張している。

「一 実際米を作るのにドレだけかゝったかを計算すること、この場合次の事項に注意すること。

- (1) 自家労賃は都会の労働者の要求する最低賃銀にもとづいて計算すること。
- (2) 小生産者として平均利潤を認めること。
- (3) 供出農家の最小規模の農家にも引き合うように基準をとること。

二 この計算を基礎に、村で農家、非農家をも加えて米価審議会（仮称）などの会合をもち幾らの米価が適当かを話し合う事。

三 さらにこれを基に郡協議会、県連が中心になって他の農民団体と共に、労働組合の代表、民主的市民組織の代表などの参加のもとに同じ方法で適当な米価をきめる。

四 各段階の決議を政府に要求すると共に、各民主的政党、民主団体などにこれが決定の実現のために闘うことを要請すること。

五 とくに農民から三千五百円で買上げた米を、消費者には五千百円で売わたすのであるが、この差額は消費者負担となっている。つまり消費者価格のうち、農民に支払われるのはその七〇％であり、他の三〇％は流通統制費用として消費者の負担となっているが、これはとうぜん国庫負担を要求すべきである。

六 この運動過程でパリティ計算のバクロと現在米価がきめられるしくみを明らかにし、特に労働者の賃銀引上の斗争は米価引上の要求と矛盾しないどころか、利害の一致している点を宣伝すること。

七 カクシ田を明るみに出し、土地の農民管理の下に供出の民主化斗争と結びつくことによって、正しい米価の要求と全農民をこの斗争に立ち上らせるのであるから、この斗争と供出の民主化斗争とを結びつけること。

以上の基本的な米価値上げ斗争をすゝめるとともに、特に本年度米価に対しては日農として地域差を考慮した最低石七、〇〇〇円を政府に対して要求する」（民科農業部会編『日本農業年報』第四集六二―三頁）。

右の基本方針には、たとえばカクシ田の項目などのように、当時の農民にはうけいられないような点——農民には土地の所有権などいらぬ、耕作権だけあればよいというその後の共産党の誤りの萌芽形態——があるとはいえ、パリティ米価批判としては正しく問題が提起されているといえよう。

パリティ計算方式をめぐる問題点は以上の如くであったため、米価改定時には、安本、農林、物価庁の間に意見の相違があり、また農民も米価決定への参加を強く要求した。そこで政府は昭和二十四年、政府の諮問機関として「米価審議会」を設置した。しかし、他の多くの審議会と同様に、資本主義社会におけるこのような機関は、その在り方

如何によっては、政府の価格政策を通じて行なう階級支配を合理化する機関となる可能性は十二分にある。それは、まず、政府の天下り任命による委員の任命方法や決議機関ではなく、その決定如何にかかわらず政府の決定が行われる単なる諮問機関であるという点からの心配であった。この心配は、審議会答申が二十四年度産米、生産者価格四十七百円とした事実のなかに具体的な姿をとってあらわれた。この四、七〇〇円米価が農民の要求をはるかに下廻るものであることは、当時の日農統一派が中心となった農業危機突破農民大会の石当り七千円以上の米価要求や十の主要な農業団体の共同主催による農民大会決議の石当り五千七百円をはるかに下回るものであり、また米価審議会委員の手もとによせられた農民からの要求米価には、四千円台は「一通としてなかった」（同上六五頁）ことから明らかとされている。したがって、審議会の果す役割をどのように評価し、そこでの討議をどの方向に発展させるか、については種々論議がみられた。たとえば、同審議会に農民代表として参加した当時の日農（主体性派）事務局長大森真一郎氏は「審議会は……問題点をもっているが、今日まで、政府の一方的価格政策を是正し、米価運動のくさびとして果してきた役割は決してこれを無視してはならないであろう」（『米価政策史』一一九頁）とのべている。これに対し、民主主義科学者協会の農業部会は、

- 1 審議会は生産者代表と消費者代表の対立に終始し、両者の利益は絶対に対立するという大前提のもとに審議が行われた。だから生産者と消費者の利益をとにも守る立場の委員を政府は許さなかった。すなわち消費者委員としての労組代表としては、国鉄労働組合星加要、炭労武藤武雄、総同盟山花秀雄の民同系のみを選び、また国会議員代表の任命についても議員数に比例せよとの主張を無視して、共産、労農両党の参加を拒否したのも、このためであった。
- 2 この対立を前提にしたため、次の審議経過をたどった。二三年産米価（第二次米価）は生産者価格は石当り三、八

七〇円、消費者価格は石当り五、八三二円（玄米）であるから、いわゆる中間経費なるものは玄米にして一、六五〇円となる。対立を絶対的前提にすれば問題は中間経費をどうするかにのみ限定されざるを得ない。事実、審議の焦点はここに置かれた。かくして中間経費一、六五〇円を千円以内にするという妥協となった。

3 四、七〇〇円は生産費を償わないことが確認された。四、七〇〇円は、何ら具体的基礎をもたず、農業団体提出資料五、九九三円、農林省提出資料四、六〇〇円、物価庁提出資料四、二〇〇〇円を適当に妥協させて四、七〇〇円とした。

4 この答申は実現不可能であることが審議会で客観的に確認された。佐々木鹿蔵委員（民主・参議）は「中間経費一、六五〇円を千円にすることは絶対不可能である。もし削減するとせば、国庫は三百億円を負担しなければならぬのであるが、ドッジ・プランの下ではこれは希まれない。臨席の農林大臣や物価庁長官に可能性いかんを質問することは敢てさし控える。回答できないか不可能と回答するだろうことは明らかだからである。だから実現不可能を確認の上で賛成する」とのべたのに対し、この実現可能性についてのべるものは一人もなかった。

5 しかも、実現不可能な、ならん根拠のない答申案にたいし、しつように満場一致の可決を要求し、ただ一人の反対者（政府がしぶしぶとめた日農統一派の小原嘉委員）を黙殺し、ラジオは「満場一致」と放送した。

6 米価審議会をつうじて右翼社会民主主義者（労働組合における民同、農民組合における主体性派）は悪質な御用ぶりを示した。

等の諸点をあげ、米価事議会設置の政府の企図は、農民の「米価決定への参加」という要求をとりあげることによって、その不満の緩和をはかるとともに、低米価の答申に導くように委員を一方的に天下りに決定し、「農民も参加し

表34 米の政府買入価格

(単位：石当り円)

項 目	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
基 本 米 価	300.00	550.00	1756.00	3646.00	4348.00
う { バックペイ	—	—	56.00	51.00	98.00
ち { 減 取 加 算	—	—	—	—	—
早期供出奨励金	0.03	8.96	46.77	227.74	124.08
超過供出奨励金	—	—	0.16	399.75	171.50
完 遂 奨 励 金	—	25.25	49.95	—	—
小 計	300.03	584.21	1852.88	4273.49	4643.58
格 差 (1~4 等)	0.72	7.58	19.08	22.71	(-)35.00
小計(1~4 等)	300.75	591.79	1871.96	4296.20	4608.58
包 装	—	—	—	50.00	109.00
合計(1~4 等)	300.75	591.79	1921.96	4381.20	4717.58

資料：『日本農業年鑑』(1955年) 179頁の表を『食糧管理年報』による基本価格・追加払額・包装費で修正したもの。(『日本農業基礎統計』348頁)

て決定した」という権威をかさに、「生産費を償う米価」の要求をおさえつける武器に審議会を利用した点にある、
 (『日本農業年報』第四集 六六頁以下参照)とのべている。

したがって、このようなパリテイ米価は、ごまかしのきく一部の上層農家をのぞく大部分の農民に対しては、所得
 はもちろん、生産費も十分につぐないえない低米価、三割農政米価であったといえる。このため、戦後の一時的小康

状態もつかの間、政府の食糧統制、強権供出、低米麦価政策の下で、農地
 改革の結果としての地主の現物高額小作料搾取から解放されたにもかかわ
 らず、その経営と生活の安定をうることが出来ず、さらに税金攻勢にさら
 された農民は、食糧の闇価格による闇収入や兼業収入でその生活と生産を
 維持せざるをえなかったのである。

なお戦後第一期の各年度米価の変遷は次の如くである。また今期の基本
 米価と各種奨励金各種奨励金□□は集計時期によって異なるため、種々の
 資料の数字が必ずしも一致してない□□の一覧表は上の如くである。

昭和二〇年度産米。三回にわたり改定。第一次価格は前年同様バルク・
 ライン方式による生産費計算方式——農林省調査の米生産費調査を基礎に
 して七五％バルク・ラインの生産費から各項目ごとに価格スライドして決
 定する方法、つまり調査対象農家の七五％がこの生産費以下を支出してい
 ることを意味する——により、生産者価格は九二円五〇銭、地主価格は五

五円、消費者価格七五円と決定された。その後十月末に同年産米の凶作が明らかとなり、十一月十七日に第二次の生産者価格石当り一五〇円、消費者価格七五円、地主価格五五円が決定、さらに翌二一年三月、第三次価格改定が緊急物価対策の一環として行われ、新物価体系に合わせて、生産者価格三〇〇円、消費者価格（標準売渡価格）二五〇円となった。この二重価格制の基礎上で政府は、大都市労働者世帯（五人家族）の標準生計費を五二六円〇二銭とし、これを基準に、一日八時間、一ヶ月二五日の稼働日数を基礎にして、全国男女平均一ヶ月二八八円二五銭の標準賃銀を算出した。

昭和二一年度産米。二一年度産米も、基本的には前年同様新物価体系に対応するものでなければならなかったが、政府はインフレの昂進、食糧事情の悪化などにより、十月に価格改定を余儀なくされた。すなわち、政府ははじめ生産者価格六〇〇円、消費者価格四五〇円の線でG H Qと交渉したが、結局は十月二二日、生産者価格五五〇円、消費者価格四五〇円となったのである。その算定方式は、基準米価二八・四八円に農家購入生活物資二一品目、経営用物資一品目のウェイト付き総合パリティ指数一九・六六を乗じて五五八円を算出、この端数を切りすてて五五〇円と決定したものである。売渡し価格は四五〇円である。

右の五〇〇円米価に対し、当時の農民はどのような米価要求を行っていたか。

全国農業会の『農業情報』（二二・二・二五、第一号）は全国調査の結果を次のように報道している。「農民は米価石当りどの位を希望しているか。回答数四六三の内『一、〇〇〇円』が最も多く九九名で二一・四％、これに次いで『一、二〇〇円』の九六名、二〇・七％、『一、五〇〇円』の九三名、二〇・一％、『二、〇〇〇円』の三八名、八・二％、『二、五〇〇円』の二六名、五・六％等の順となっている。また、二一年一月一七日熊本農民連盟主催

の県農民大会（県下農民組合員約二、〇〇〇名が参加）の決議でも、「米価を最低石一、二〇〇円に引上げる、雑穀の価格も引上げる、代価を即時支払へ」と要求している（『農地改革情報』二一・二二・二五、全国農業会）。これらの情報からも当時農民は一、〇〇〇円以上の米価を要求していたことは明らかである（大森『米価政策史』一〇九頁参照）。

昭和二二年度産米。パリティ方式により決定。すなわち農家購入七一品目（家計用品五〇、農業経営用品二一）を選び、その昭和九年から十一年の平均価格から、米についての比較数字六二・五五を算出、これと同じく当時の基準米価（深川米市場の平均相場二八・九一円から、五％の運賃・諸掛りと、包装代三〇銭を差引いた石当り米価二七・一六円）で乗じて次の如く決定した。玄米（三等）生産者価格一、七〇〇円、包装代石当り平均五〇円、なお翌二三年二月までに供出完了したものは石当り五〇円の特別報奨金を交付した。また売渡価格も一、七五〇円（俵代こみ）と決定をみた。

昭和二三年度産米。前年度同様パリティ方式によったが、農家購入品を二六項目、七四品目とし、ウェイトを改正して、パリティ指数一三二・二九を決定、石当り三、五九五円の基本価格（別に包装費平均八七円五〇銭）をきめた。またこの期の産米価格の決定には、インフレの昂進の結果、米価の追加払（バック・ペイ）制度が確立された。すなわち、米価の一年間の固定に対し、農家の購入品値上りによる損失をカバーするため、十月一日決定の第一次米価による農家への支払後、翌年七月、最終米価決定により、第一次米価とその差額を追加払いする、という制度である。この代金五一円を加えると、二三年度の基本米価は三、六四六円である。なおこの方法は、二二年度産米にも適用することとなり、二三年七月二七日にその最終価格が決定された。それによれば、二二年から二三年にかけての一カ年間の平均農業パリティ指数は六四・六〇であり、昭和二二年の米価決定時に採用した農業パリティ指数は六二・五五であるから、その差違は二・〇五である。これを基準年次の米価二七円一六銭に乗ずると五五円六七銭になる。その端

数を切上げた五六円が、石当りの追加払金となったのである。この年度の追加払金の総額は、供出米数量が二、八九五万石であるから、一六億二、一二〇万円であった。このほか、従来の事後割当制を改め、事前供出制がとられ、このための超過供出特別買入価格が問題となった。

昭和二四年度産米。農地改革のほぼ完了したこの年の米価斗争は一段と昂揚し、農民は、官僚の一方的な割当てによる強権供出と米価決定にたいし、激しい不満を表明し、米価は、農民代表、消費者代表を加えた国民大衆の要求をきいて決定すべきであるとの気運がたかまった。この結果「米価審議会」が二四年度産米価格の決定を前にして設置され、ここに、農民の要求がある程度反映されることになったわけであるが、二四年度産米にたいする米価審議会の答申は石当り四、七〇〇円にとどまり、種々の論議を経たのち、政府は玄米（三等）石当り四、三四八円（包装代一〇九円は別、バック・ペイ代金九八円をふくむ）と決定された。算定方式は前年と同様、パリテイ指数は一五六・四三であった。

戦後第二期 食糧事情の好転にともなう日本農政の転換準備期

（朝鮮戦争（昭和二九年））

この期の重要事項としては、まず、二六年に占領政策の総仕上げとして単独講和条約が締結され、また、この年に日本の鉱工業生産がはじめて戦前水準を突破するにいたったこと、二八年には世界的食糧過剰化傾向のなかで、MS A受入れ体制が着々と整備され、MS A小麦の売込みが強制されるとともに、アメリカ独占資本の日本市場獲得ならびに国内独占資本の合理化攻勢が積極化したこと、そしてこのような事情を背景に、政府の食糧増産政策や補助金政

策が一応の成果を収め、これを機会に、従来の基本的には食糧の増産と自給を目指していた農政が、外国食糧依存の方向へと転換しようとする、いわば日本農政上の重大な転換期を、この期のおわりに迎えるにいたったこと、などがあげられる。

さて、この期にはいるや、朝鮮戦争と特需ブームによる日本資本主義の「回復と復興」、資本家の失地回復は目覚ましいものがあつた。すなわち昭和二五年二月の日ソ友好同盟相互援助条約の締結などを要因として、米ソの対立は緊張の度を加え、六月の共產党幹部の公職追放に続いて同年六月二五日に朝鮮戦争が勃発、金づまりと恐慌の深化に直面していた日本経済は、ここに「朝鮮ブーム」を迎え、その様相を激変させた。このためドッジ・ラインの下で、一千億円から一千五百億円にのぼるといわれた膨大な滞貨は、特需——十二月には一億五千万ドルにたつし、開戦後一カ年間で特需契約は三億三八一六万ドルにたつした——や輸出増により一挙に解消し、東京市場の株価指数は、開戦から二六年三月までに約五割弱の上昇をみた。いうまでもなく特需とは、アメリカがそれまで日本政府を通して日本の国家予算の終戦処理費で物資を調達していたのとは別に、アメリカ自身の負担で、日本に、日本の政府を通さず、戦争に必要な物資やサーヴィスを調達することにより生じた需要である。それは日本の在庫品の調達に始まり、戦車などの兵器修理、比較的簡単な砲や砲弾などの完成兵器の大量発注（アメリカの日本にたいする兵器製造の正式許可は二七年三月である）、さらに綿布や土嚢用麻袋から建築用鋼材、トラック、タンク、迫撃砲などの、広い範囲に及んだ。朝鮮戦争は当然ドッジ・ラインを中断した。ドッジ・ラインは、大衆の重税、中小企業への税収奪と金融難を強化するとともに、日銀券の収縮と物価下落を招来し、一応インフレを抑制するものであつたが、しかし、それは同時に、失業者の激増、中小企業の倒産等の深刻な不況をも意味していたから、朝鮮戦争はまさに、経済界への「神風」であ

り、このため鉦工業生産は、二六年に戦後始めて戦前水準を三、四割突破し、その後の日本経済の高度成長の基礎を準備した。

だが、この特需ブームも、二五年末の三八度線の膠着状態、二六年四月のマッカーサー罷免、七月の休戦会談をへてようやく減少に転じた。そして特需ブームの終結は、再び日本経済の「自立」を緊急の課題とすることになり、ここに占領政策の総仕上げとしての講和条約と日米安全保障条約（旧安保）——二六年九月八日両条約調印——による事実上の単独講和とサンフランシスコ体制がつくりあげられることとなったのである。

朝鮮ブームの短期間の解消のあと、景気は下降し、日本の独占資本は、朝鮮戦争により急激に資本を蓄積したとはいえ、物価高その他による国際競争上の不利をかかえ、先ゆきの不安に直面した。講和条約により予算編成の自主性をとりもどした日本政府は、そこでドッジ・ライン開始以来の財政収支の総合的均衡方針を放棄し積極予算を組むとともに、ソ連、中国などの社会主義国との経済交流にも打開の気運をもち上げた。しかし、国際的には二八年一月のアイゼンハワー政権の登場や三月のスターリン首相の死去などがあり、アメリカの「巻返し政策」が積極化するとともに、国内的には日本の政局も不安定のまま、第四次吉田内閣は三月に解散、総選挙で過半数を得られなかつたものの、改進黨の援助のもとにM S A受入れ体制を着々と整備——自衛力漸増、内灘等各地の軍事基地設置——するとともにスト規制法の成立（二八年八月）、独禁法改正（二十八九月）などをはじめとし、独占資本の合理化攻勢を強めてきた。そして、二八年のゆきすぎたインフレ傾向の是正という口実のもとに、この年の九月から翌年秋にかけて、再び、金融引締め、デフレ政策がとられ、繊維商社の倒産を始め、石炭業、造船業などが窮地に陥り、失業者は続出し、農民にたいする資本の攻勢も、経済同友会、経団連、日経連等の資本家団体による公然たる生産者価格の引き下げ要求

という鮮明な形をとった。

終戦直後における農民の関心は、第一に土地改革にあった。しかしこの期に入るや、まだ政府の農地改革緩和策に対する反対運動——二五年二月九日、日農、全農、農青連その他十八団体参加のもとで、「農地改革打切反対全国農民大会」が東京で開かれた——は続けられていたとはいえ、農民の主要な関心は低米価と重税に移り、とくに低米価のためのバック・ペイや特別加算金制度の廃止、食糧管理制度による主食の統制撤廃問題、さらには食糧の自給体制を確立すべきか、または安い外国食糧の輸入を第一とし、米表中心の日本農業の「体質改善」をはかるべきか、との政策上の問題が、当面の重要な関心事項となった。そしてこれらの諸問題は、その本質において、いずれも日米経済協力の基本路線上の問題であった。すなわち、朝鮮戦争により、アメリカの反共前線基地としての日本の軍事的役割は再確認されたが、それとともに、講和後の日本経済のいわゆる「自立」は、何よりも日米両国の独占資本にとっての必要事となった。そこで日本政府は、超均衡財政と資本蓄積を前提とし、国際価格水準を上廻る物資の多い日本の価格を国際水準以下に引下げ、あくまでもコマールベースによる日本経済の再建をはかるためには、商品価格決定の主要因である賃銀を低く抑えることが必要であり、このため是非とも農産物価格を低く押えねばならなかった。

このような要請のもとに、昭和二六年六月十二日、マーカット経済科学局長の吉田首相宛書簡で、二二年度産米から実施をみたバック・ペイ制度や、二五年度産米からの特別加算金制度に対し、アメリカ側は一方的に廃止要求をつきつけてきたのである。そこで全国の農民も一斉に奮起し、六月二〇日神田教育会館で、農業農民団体主催「米表追加払確保全国農民大会」が開かれ、その後連日陣情運動が繰返されて、ついにマーカット第一次書翰の線を崩し、バック

ク・ペイを完全に確保（総額二三億円）するとともに、特別加算額についても、五%（約一〇〇億円）だけではあるが、その確保に成功した。

次に食管制下の主食の統制撤廃問題であるが、これよりさき二五年三月七日、当時の森農相はGHQ天然資源局ウイリアムソン農業生産課長を訪ねた際、「食糧事情の好転にともない、現行の食糧管理制度を米麦中心に切替えると同時に供出制度を緩和してはどうか」との意向を受けた。当時日本農業は、昭和二五年になると、その生産量で、ほぼ戦前水準を回復し、諸外国の農業生産力もまた戦前水準を上まわり、アメリカを中心とする麦の過剰化が問題となってきた。日本国内でも自由価格の低落と配給辞退により、米麦の統制撤廃や麦価の引下げ問題が政府与党側から抬頭していた。そこで政府は、このウイリアムソンの発言は、輸入食糧の増大にともない国内食糧の生産・集荷方式の全面的な改正を示唆するものであるとして、これに着手した。そしてドッジ・ラインによる単一為替レートの設定とともに、農産物についても、できることから統制をはずすという方針のもとに、数次の会合の末、二五年三月二三日、自由党と農林省、経済安定本部の三者連絡会議を湯河原で開き、麦と雑穀は本年度から供出完了後統制を撤廃して自由販売制に移行することを主旨とする次の決定を発表した。

(1)基本方針 (イ)農家の経営安定と農村の振興をはかり、国内産食糧の自給度を向上するため、生産増強ならびに農村保護政策を実施する。(ロ)主要食糧については、現行食管特別会計により、内外食糧の需給操作を行い、生産者ならびに消費者に対して価格安定政策を確立する。

(2)経過措置 (イ)二五年産米については供出完了後の自由販売制を用いる。(ロ)二五年産米については超過供出、奨励金制度と供出後の自由販売制度の利害得失に関し、農民および消費者双方の立場を考慮すること、供出減額補正

の適正化については極力努力する。(イ)雑穀の供出については供出完了後の自由販売をみとめる。(ニ)現行の配給制度は一定の時期まで継続する。(ホ)二六年産米および麦については事前割当を行わず供出および配給の具体的方法については今年の食糧事情の推移をみてこれを定める。

しかし、これに対しても、米麦価の安定を望み、安上り農政に反対する農民や、統制撤廃後の米価上昇をおそれる消費者などを先頭に、広汎な統制撤廃反対論が漸次その気運を拡大し、またGHQ内部にも賛否両論がみられ、ついにドッジの反対もあって、結局はESSのステイト課長を中心とする配給統制課の統制存続論が採用された。かくして二七年一月一日から米の統制を撤廃するという政府の発表(二六年十月三日)があつたにもかかわらず、この問題は一応表面から姿を消したのである。

さて、以上のような経過をたどった食管制廃止問題と並んで、他方、政府は食糧輸入のための外貨節約をはかるため、二五年八月食糧自給態勢確立方針を閣議で決定した。しかし、この方針はその後大きく変えられねばならなかつた。すなわち、さきにもふれたように、休戦↓特需激減↓日本の「独立」↓「自立経済政策」の前面化、という過程のなかで、独禁法の改正、租税特別措置法、企業資本充実のための資産再評価特別措置法、企業合理化促進法の制定をみるなど、独占資本の復活のための法制的整備は着々と行われ、そして二七年の朝鮮戦争休戦に続く二八年のインディナ戦争の終結などの動きのなかで、日本独占資本は、その需要の減退を、国内投資の拡大で切り抜けようとはかり、飛躍的な重化学工業化への路線を押し進めた。このような日本独占資本の路線は、当然農業にも一定の要求をもつことになるのであるが、その要求は二つの方向において可能であつた。すなわち、第一の要求は、食糧の完全自給により、外貨を節約し、工業に必要な原材料を輸入してゆくという方向であり、第二の要求は、安い外国食糧を輸入

して、見返りに自国の工業製品の輸出の増大を図ろうとする方向である。

すなわち「日本の『経済基盤』をつよめ、将来輸出をのばして国際収支を改善するという『経済自立』政策の目標を達成するためには、……重点産業の基盤強化に必要な原材料の輸入を優先させ、食糧輸入を節減していく必要がある（五二年には輸入の二五％を食糧がしめていた）。そのために国内食糧（とくに米と麦）の増産をはかりその自給率をたかめていくことがのぞましい」（陣峻衆三「戦後における農産物価格政策の展開」季刊『経済』9号、一九六四年四四頁）と同時に他面「資本主義である以上、農政と農産物価格が安あがりであることを資本は他面では要求する。だから安い外国農産物の輸入は資本にとって魅力でもある。とくに日本のように講和条約をへても対米従属体制のもとにおかれ、経済的に劣弱者の地位におかれるばあい、アメリカの安い余剰農産物が対日軍事・経済援助の形で提供されるようない、たやすくそれに依存しようとする」（同上）⁴³ という二つの方向である。したがって、この矛盾した二つの方向のうち前者は、経済的自立と日本農民の保護策として、いわば民族独立的側面をもっているのに対し、後者は、アメリカ過剰農産物対策としての輸入食糧依存を基調とする「アメリカ独占資本の日本農業政策」であり、大多数の零細な日本農民の切捨て策に通ずる途でもあった。日本の政府が明治以降一貫して採用したのはいわば前者の方向であったのであり、食糧自給態勢の確立は国民的課題でもあった。そこで農林省も、当初は二つの矛盾した資本の要求のうち、第一の道を選び、終局的には主要食糧完全自給をめざす米麦中心の増産計画——それも農民の目をごまかす一時的宣伝という批判に耐えられない結果になった——を立てたのである。すなわち昭和二六年五月「国土総合開発一〇七年十月「食糧増産五カ年（昭和二八年〜三二年）計画」を公表した。しかし、この二八年度を初年度とする五カ年計

画は、結果的にみれば、農林省の要求した六二〇億円の予算が三一億円——従来からの各種の増産費総額に、わずか九〇億円の増額——に削られ、御破算となったのである。

(43) 近時、右の食糧自給主義と、輸入主義という二つの考え方が、いわゆる「開放経済」移行のなかで、明確な理論として提出された。すなわち、食糧自給主義の立場にたつ①農業基本政策研究会の「農業政策に関する提案」と、輸入主義の立場にたつ②中央政策研究所からの「農業の長期展望と長期政策」ならびに③経済同友会からの「農業近代化への提言」がこれである。

①は代表を近藤康男教授とし、鞍田純、大谷省三、山口一門、美土路達雄、阪本楠彦の諸氏をメンバーとし、いわばマルクス経済学の立場からの提言とみられている。その基本的主張は、「国は食糧自給政策をハッキリ農民の前に示すべきだ。このことは、単に海外農産物依存の体制では、日本農業が大きな打撃をうけるからだというだけでなく、わが国の経済成長のためにも、また海外の食糧需給の状況からも自給政策が明確にされ、実行されねばならない」というものである。

②は、自民党三木派の政策研究所と言われており、会長は稲垣平太郎氏、理事には三木派に近い財界人が名をつらねている。その基本的主張は「食糧の完全自給は、日本としては到底出来ないし、その必要もない。といって国際分業の上に立ち、食糧は安い国から輸入すればよい、ということもまずい。食糧自給度については一定のめやすをもち、保護するものは保護し、自由化するものは自由化する」というものである。

③は、いうまでもなく財界四団体の一つで、一応進歩的な財界人を集めた所といわれている。三五年にも第一回の提言を行い、今回で二回目である。その基本的立場は、「今日の本格的な開放経済体制下で、一切の食糧を国内で自給することは、資本・労力の浪費であり不経済・不合理である。当面の農業保護は行なわねばならないが、農業が企業として自立出来なければならぬ」というものである。②③はその基本的立場において、現在進行中のいわゆる農業基本法政策の立場と同一である。

さきにもふれたように、二八年の九月から二九年の秋にかけ政府は金融引締め、緊縮財政、デフレ政策を採用、不況は激化した。その狙いは、「国際収支の均衡」や「企業の合理化」を理由に、企業及び販売網の系列化をはかり、弱小企業を倒産させるとともに、首切り、賃銀ストップ、賃下げ、労働強化をはかろうとするものであった。緊縮財

政といつても軍事費はかえって「防衛力増強」を理由に増額され、このため農林予算は削減された。すなわち、二九年度一般会計予算は総額九、九九五億円で、二八年度の一兆二七二億円くらべ二七七億円の減少であり、農林予算も二九年は一、二〇五億円と、前年の一、七一九億円にくらべ五一四億円の減となっているが、他方、軍事費関係では、直接防衛費一四〇億円、旧軍人恩給費一八九億円、平和回復戦後処理費および連合国財産保障費一四二億円などが、それぞれ増加している。この結果、デフレ政策を至上命令として、政府は戦後はじめて公然と米麦の生産者価格の値下げを言明するに至つた。「七月一七日石原経済審議庁次長ら経審幹部と日経連はデフレ下の失業問題を中心に懇談したが、日経連側は次のように主張している。『農村の消費購買力は他にくらべて高いがこれを抑制すべきだ。米価、麦価、公務員給与、公共事業料金は一般賃金に大きな影響を持つことを政府はよく認識すべきで、行政整理を断行すべきである』。彼らの言わんとするところは低米価低賃銀政策と行政整理」（大森『米価政策史』一八九—九〇頁）だったのである。このような情勢のもとで、二八年から九年にかけて、アメリカ、カナダ、オーストラリアでは、小麦の生産過剰が激化し、二九年三月八日M S A関係四協定に日本政府は調印（五月一日発効）した。ここに、外国食糧依存の方向が具体化し、それにつれて日本農業が圧迫を受けることとなつたのである。近藤康男氏は以上のような昭和二九年の日本農業の事情を、「一言にしていうならば、日本農業がM S A体制に完全にくみこまれ、世界的規模の収奪に全面的にさらされる方向へ明確な一步を踏み出したことである」として、「この年の年頭に、これまで名目的にせよ掲げられた食糧増産政策が、いまや公然とうちすてられるという予算編成方針が明らかにされた（食糧増産費も削除、首相保利農相に指示）」（『朝日新聞』一月三日）。このことは吉田政府がもはや国民の食糧を保証するのに、国内自給の線ですてて、外国依存の線に立つことを明確にしたことを意味する」（『日本農業年報』Ⅱ中央公論社七頁）と指摘し

ている。かくして、戦後の第二期の末には、ほぼ日本農政の政策転換が行われたのであり、その法制的仕上りが昭和三十六年六月二十五日の「農業基本法」である。

以上この期の各年度産米の決定事情とそこでの若干の問題についてのべておこう。

昭和二五年度産米。この年の米価は、ドッジ・ラインによる輸入補給金の削減問題や、米麦の統制撤廃問題が、二六年度予算編成ともからんで複雑化し、十二月になってようやく政府部内の意見調整とGHQとの折衝により、パリティ価格に各種奨励金の打切り相当額を特別加算金とするという、パリティ計算プラス方式により、基本米価六、〇四七円（うちバック・ペイ六七円）に落着いた。算定方式、ならびに各種奨励金の内訳は表35ならびに36の如くである（以下同様）。

なおここで二五年度産米を例として、米価問題の階層性をみよう。いま米作農家の経営規模別供出量をみると大森真一郎氏の作成した表37の如くである。この表にもとづいて大森氏は次の如く指摘している。すなわち世界農業センサスの農家総戸数は六百一七万六千四百十九戸であるから供出農家戸数、三百四万四千八百三三戸は、その五六％である。すなわち約半数の農家が供出農家である。米作農家のうちでも、供出農家は六三％に過ぎず、他は自家飯米農家である。このことは、生産者価格としての公定米価は、全農家の約半数を対象としているにすぎないという点である。表37によると、六反未満までの供出農家戸数の比率は五二・五％であるが、供出数量は一七・五％にすぎない。それに反して、六反以上の供出農家は戸数にして四八％、供出量は実に八二・五％である。したがって、一戸当りの現金収入も、経営規模の拡大につれて激増しているので、米価の高騰は上層農家に有利である。この点から、米価問題において単に生産者価格の増加のみを考えるならば、それは中富農層を中心としたものとなることは明らか

(玄米1石当り)

年	基本価格 (3等裸)	政府支払平均価格 (1~4等包装込)	算定方式
28	7,905円 減収加算 555円	10,682円	戦後基準バリエイ方式(所得バリエイ) 1. 裸バリエイ価格 6,549円 × $\frac{114.88}{103.84}$ = 7,245円 2. 特別加算額 6,549円 × $\left\{ \frac{126.25}{105.84} \times 0.33 \times 11.056 \right.$ (注1) + $\left. \frac{109.28}{102.86} \times 0.67 \times 1.035 \right.$ (注2) - 7,245円 = 430円 3. 計 7,245円 + 430円 = 7,675円 = 7,700円 4. 追加払込 7,700円 + 205円(追加払) = 7,905円 5. 減収加算 $\frac{7,700円}{(1854石/2200石) \times (0.049 + 0.0412)}$ 8,253円 - 7,700円 = 553円 = 555円 (注1) 資本財投下量の上昇率 (注2) 都市と農村の消費水準の上昇率のギャップ
29	9,120円 減収加算 140円	10,008円	戦後基準バリエイ方式(所得バリエイ) 1. 裸バリエイ価格 6,549円 × $\frac{120.04}{103.84}$ = 7,571円 2. 特別加算額 6,549円 - $\left\{ \frac{132.59}{105.84} \times 0.33 \times 11.374 \right.$ (注1) + $\left. \frac{113.86}{102.86} \times 0.67 \times 1.073 \right.$ (注2) - 7,571円 = 545円 3. 計 7,571円 + 545円 = 8,116円 = 8,120円 4. 供出完遂奨励金相当額 8,120円 + 1,000円(注3) = 9,120円 5. 減収加算 $\frac{8,120円}{(2,037石/2,210石) + (0.049 + 0.012)}$ 8,260円 - 8,120円 = 140円 (注1) 資本財投下量の上昇率 (注2) 都市と農村の消費水準の上昇率のギャップ (注3) 従来の供出完遂奨励金相当額

(農林統計協会『農産物価格の現状分析』付表4-3頁)

石当り平均	供出完遂奨励金		等級間格差		包装代 石当り平均	政府買入 数量
	単価	支払総額	石当り平均	格差		
40円				1~2等 87.5円 2~3等 150円 3~4等 150円	△67円	109円 27,340.0千石
		百万円 4,988.2	179円	1~2等 87.5円 2~3等 150円 3~4等 150円	△77円	150円 25,310.6千石
556円	100円	百万円 2,269.7	81円	1~2等 87.5円 2~3等 150円 3~4等 150円	△79円	169円 28,075.4千石
873円	800円	百万円 11,149.3	541円	1~2等 87.5円 2~3等 150円 3~4等 150円	△78円	185円 20,594.0千石
322円				1~2等 112.5円 2~3等 187.5円 3~4等 187.5円	△92円	175円 23,233.2千石

金に相当するものを含めて支払った。

(同上48~9頁)

表35 米価の推移（基本価格と算定方式）

年	基本価格 (3等裸)	政府支取平均価格 (1~4等包装込)	算定方式
25	6,047円	6,351円	戦前基準(9~11年)パリティ方式(価格パリティ方式) 1. パリティ価格 27.16円×182.20=4,948円 2. 特別加算額 4,948円×0.15(注1) -(198円(注2)+72円(注3))=472円 3. 計 4,948円+472円=5,420円 4. 追加払込 5,420円+627円(追加払)=6,047円 (注1) 特別加算割合 (注2) 早期供出奨励金 (注3) 超過供出奨励金
26	7,050円	7,440円	戦前基準パリティ方式(価格パリティ) 1. パリティ価格 27.16円×248.49=6,749円 2. 特別加算額 6,749円×0.05(注1)-100円(注2)=237円 3. 計 6,749円+237円=6,986円 (1~4等平均とし、3等は7,030円) 4. 追加払込 7,030円+20円(追加払)=7,050円 (注1) 特別加算割合 (注2) 早期供出奨励金
27	7,500円	8,635円	戦後基準(25年4月~27年3月)パリティ方式(所得パリティ) 1. 裸パリティ価格 6,549円× $\frac{113.57}{103.84}$ =7,163円 2. 特別加算額 6,549円× $\left\{ \frac{127.35}{105.84} \times \frac{330}{1,000} \times 1.063 \right.$ $\left. + \frac{106.79}{102.86} \times \frac{670}{1,000} \times 1.039 \right.$ (注2) -7,163円=329円 3. 計 7,163円+329円=7,492円=7,500円 (注1) 資本財投下量の上昇率 (注2) 都市と農村の消費水準の上昇率のギャップ

日本資本主義の米価問題(四)

表36 各種奨励金の推移

年	早期供出奨励金(時期別価格差)			超過供出奨励金		
	単価		石当り平均	単価		
25	9月30日まで	1,000円	百万円 6,082.0	222円	1,391円	百万円 0,86.8
	10月15日〃	700円	千石			千石
	10月31日〃	400円	数量 10,008.4 (36.6)			数量 781.3 (28.6)
26	9月30日まで	500円	百万円 3,044.9	120円		千石
	10月20日〃	400円	千石			
	11月10日〃	200円	数量 9,158.9 (36.2)			
27	10月6日まで	1,000円	百万円 11,456.3	408円	2,900円	百万円 15,597.4
	10月20日〃	700円	千石			千石
	11月11日〃	500円	数量 21,638.2 (77.1)			数量 5,378.4 (19.2)
	12月1日〃	300円				
28	10月15日まで	1,300円	百万円 14,436.6	701円	2,700円	百万円 17,975.0
	10月31日〃	900円	千石			千石
	11月20日〃	650円	数量 18,231.8 (88.5)			数量 6,657.4 (32.3)
	12月10日〃	400円				
29	9月20日まで	2,000円	百万円 7,959.4	343円	1,280円	百万円 7,486.5
	9月30日〃	1,200円	千石			千石
	10月15日〃	600円	数量 21,333.4 (91.8)			数量 5,848.8 (25.2)
	11月1日〃	300円				
	12月10日〃	200円				

注：26年は特に超過供出奨励金はなく、集荷委託費から供出完遂奨励金として従来の超過供出奨励金早期供出、超過供出奨励金の()は総供出数量に対する比率である。
 超過供出は特集、代表者供出等を含めたものである。

表 37 米作世帯経営規模別供出量

(昭和25年度産米)

	1反未満		1～3反		3～5反		5～6反		6～10反		1町以上		計
	数量	比率	数量	比率	数量	比率	数量	比率	数量	比率	数量	比率	
米作全戸数	557,480戸	10.3	1,476,388	26.9	1,251,175	22.8	475,314	8.7	1,070,597	19.5	649,029	11.8	5,479,974
供出戸数	39,556戸	1.1	469,701	13.6	872,153	25.8	413,055	12.0	1,011,715	29.4	639,677	18.6	3,444,833
供出数量	11,735石	0	546,457	2.0	2,333,443	8.6	1,873,267	6.9	8,273,363	30.4	4,196,450	52.1	27,234,715
1戸当り供出量	0.29石	—	1.16	—	1.52	—	4.53	—	8.17	—	22.193	—	7.906
1戸当り現金収入	2,175円	—	8,700	—	11,400	—	33,975	—	61,275	—	166,425	—	59,250

1. 食糧管理年報より作成

2. 一戸当り現金収入は右当り7,500円として計算

(大森『米価政策史』17頁)

である。さらに米価問題は非供出農家との関連においてもみられなければならないので、複雑な諸課題を含む。農家の階層性を考えると、価格政策それ自体が農家の過半数を占める六反未満の零細農家にはなんらの恩恵を与えるものでないということが分る。それは単に米価政策のみでなく、農業政策一般にも通じる現象であることに注意しなければならない(大森『米価政策史』一五七頁ならびに碓『米価問題』三三〇頁以下参照)。

昭和二六年度産米。アメリカ側のバック・ペイおよび特別加算額の廃止要求などのため、この年の米価も前年同様十二月になって決定をみた。買入価格七、〇五〇円(うちバック・ペイ二〇円込み)、パリテイ指数二四八・四九であった。二六年度産米の生産者価格決定経過について、米価審議会委員の大森氏は以下の如くのべている。

この年の審議会は経済安定本部設置法に基く官制によって一応法的基礎をえたにもかかわらず、かえって生産者代表は六名から四名にへらされ、予算関係ならびにGHQとの折衝経過が重視され、形式的審議が要求され、そのうえ、議会の圧力をおそれて、国会の閉会後にこれを開くという醜態ぶりであった。しかも問題となるのは、政府諮問

案の米価算定のカラクリである。二六年九月末の農業パリテイ指数は二四八・八で従来の方法では基本価格は六、九七四円となる。そこで政府はパリテイ品目ならびに価格の取り方を若干変更して、九月末二四八・四八という確定指数を得、石当り六、九八六円を基本価格とした。しかしこれでは予算米価七、〇三〇円との間に四四円の差があるので、等級間格差を石当り一〇二等八七円五〇銭、一一〇三等一五〇円、一二〇四等一五〇円とし、等級別価格を一等七、二六七円、二等七、一八〇円、三等七、〇三〇円、四等六、八八〇円とした。これより三等価格は七、〇三〇円と想定価格と一致の外形をととのえ、さらに一〇四等までの等級別価格の加重平均が六、九八六円となってパリテイ価格に一致することとなる。だが、このような等級別価格算定の基礎は、一等一%、二等一〇%、三、四等四三%、五等三%の供出を前提として初めて可能なのであり、このような供出割合は何ら根拠がない。見戯に類することのような算定がなされうるところに、しばしばわれわれが指摘しているようにパリテイ方式の恣意性、非科学性がある。これこそ政府の価格算定が一定の政治目的による逆算米価であるということの証拠である（『米価政策史』一六四～六頁参照）。

昭和二七年度産米。この年から基本米価の算出にあらたな方式が採用された。基準年度が戦前（九年～十一年）から戦後（二五年四月～二七年三月）に変わるとともに、「価格パリテイ」方式が放棄されて、「所得パリテイ」方式が採用された。これは、所得均衡を消費面からとらえ、パリテイ計算を土台として、その中に農家と非農家の消費水準の上昇率の均衡を目標とする方式である。

このような考え方で算定された裸パリテイ米価は七、一六三円となり、これに特別加算額三二九円を加えて七、四九二円とし、端数を切上げて七、五〇〇円を基本米価とした。なお当時の農民団体の要求米価は一万円から一万二、

〇〇〇円であった。

この方式によれば、基準年が戦前から戦後に変った点で、まず戦前と全く様相を異にした戦後の経済構造のなかで均衡した米価水準を考えていこうとする意図が明確にされ、農民に有利な配慮がなされていること、農業パリティ指数の算出も経済事情が相当に異なった時点を基準としていないためラスパイルの方式一本で算出されることとなった点——基準時と比較時の変化が著しくなった場合にのみ基準時の変更が行われる——、さらに、生産のために投下された物財費を回収するのみならず、生産財の投下量の変化をも考慮し、また都市と農村の消費水準の上昇率ギャップをなくすため、このギャップを補正する係数を導入し、また基本米価が、パリティ米価に経営資本財投下量の増大を反映する特別加算額を加えて算出されている点などにより、農民に有利であるとされた。

その算式は次の如くである。

基本価格 = パリティ米価^P + 特別加算額^{Pa}

$$\text{パリティ米価 } P = P_b \times \frac{\sum \left(\frac{P_2}{P_0} \right) P_0 Q_0}{\sum P_0 Q_0} \cdot \frac{\sum P_1 Q_0}{\sum \left(\frac{P_1}{P_0} \right) P_0 Q_0}$$

ただし P_b = 基準年の米価

P_0 = 農業パリティ指数の基準年（昭和25年4月～27年3月）における農家購入品および役務の価格

Q_0 = 農業パリティ指数の基準年における農家購入品および役務の購入量

P_1 = 米価の基準年（昭和25年7月～27年6月）における農家の購入品および役務の価格

P_2 = 価格決定時における農家の購入品および役務の価格

$$\text{特別加算額 } Pa = P_b \times \left\{ \frac{c_1 \sum P_2 Q_0}{c_2 \sum P_0 Q_0} \cdot \alpha \cdot (1 - W) + \frac{w_2 \sum P_2 Q_0}{w_1 \sum P_0 Q_0} \cdot \alpha \alpha' \cdot W \right\} - P_1$$

c = 農家支出のうち経営用品部分

w = 農家支出のうち家計用品部分

W = 家計部門のウェイト

1-W = 経営部門のウェイト

a = 次式により算出される資本財投下量の変化を示す係数

$$a = \frac{\sum P_t Q_t}{\sum P_t Q_0} = \frac{1}{\frac{\sum \left(\frac{Q_0}{Q_t} \right) P_t Q_t}{\sum P_t Q_t}}$$

ただし

Q_t = 価格決定年における米生産に要する購入資本財の投下量

Q₀ = 基準年における米生産に要する購入資本財の投下量

P_t = 価格決定年における米生産に要する購入資本財の価格

a' = 次式により算出される都市、農村家計の消費水準の開差を示す係数

$$a' = \frac{\sum U P_t Q_t}{\sum U P_t Q_{t-1}} \bigg/ \frac{\sum R P_t Q_t}{\sum R P_t Q_{t-1}}$$

ただし

u = 都市家計を示す

r = 農村家計を示す

P_t = 比較年における家計用品の価格

Q_t = 比較年における家計用品の購入量

Q_{t-1} = 基準年における家計用品の購入量

つまり、米価は二五〇六年産米価に二五〇六年基準のパリテイ指数を乗じたパリテイ米価を基礎とし、これに経営部門については生産資本財の投下量の変化率により、家計部門については都市と農村の消費水準の上昇率のギャップを補正する係数によって補正した結果算出される価格とパリテイ価格との差額を加算して算定されるのである。

この所得パリテイ方式への批判としては、この方式が果して生活のための日本の小農経営における経営の再生産と

家計の再生産（その拡大再生産であるべきもの）を保障できるかどうかという基本的立場から、次の諸点が指摘されている。すなわち、この方式は価格パリティの基礎の上に消費所得（家計費）の均衡と資本財投下量（経営費）の変化によって修正を加えたものであるという意味で、生産費方式への一步接近である。それ故この方式に対する批判としては、価格パリティ方式に対する一般的批判（本稿一六頁以下）があてはまると同時に右の修正がどの程度成功しているかという点が問題となる。結論的にいえば、所得パリティ方式は価格パリティ方式の欠陥を克服できていないと同時に、生産費方式からみても不十分であるという二重の欠陥をもっている（なおこの点については、略『米価問題』三二〇—三〇頁参照）。

昭和二八年度産米。前年度に引続き戦後基準所得パリティ方式により、裸パリティ価格七、二四五円を決定、これに特別加算額四三〇円を加えて七、六七五円を得、これを四捨五入して七、七〇〇円とし、さらにバック・ペイ二〇五円、減収加算五五五円を加え、三等裸基本米価八、四六〇円を決定した。農家平均手取りは、一〇、四六五円である。

しかし、右の決定は次の批判をまぬかれることはできない。すなわち、二八年度産米の基本米価八、四六〇円は前年度の七、五〇〇円にくらべかなり上っている。それは農村物価指数を上回る上昇である。だがこの年の米の実収高は二七年六、六一五万石にくらべ八三%の五、四九二万石——二九年度も九一%の六、〇七六万石——にすぎない。このため農家の政府への米の売渡し量も大巾に減少し、この結果、一石当り基本米価に各種奨励金を加えた平均生産者米価に農家の総売渡量をかけた総売渡価額を計算すると、二八年度のそれは二七年度のそれをかなり下回っている。いま地域性や階層性の問題を別とすれば、二七～八年の物価の上昇を考えると、二八年の一見高米価にみえる現

象も、その実質はむしろ逆である。米価は「需給事情」を反映して、占領期にくらべるとある程度収奪的性格が緩和されたといえるが、しかし低米価基調は基本米価で引続き保持され、このための集荷困難は奨励金政策で回避されようとしたのである（暉峻、季刊『経済』9号、五〇頁以下参照）。

昭和二九年度産米。石当り基本米価九、一二〇円、早場米奨励金、超過供出奨励金、包装代等を含めた平均農家手取りは、九、七一八円に決定（九月三〇日閣議）。これは二八年の一〇、四六五円に比較して約七五〇円、凶作を理由に特につけられた昨年の減収加算五五五円をひいても約二〇〇円低い。当時の農民諸団体の要求は一、二、五〇〇円であった。この年の米価決定の特徴として近藤康男氏は次の三点をあげている。

第一は、従来、上層農民を優遇し、農民を分裂支配する道具とされてきた超過供出奨励金が下げられたということ。

第二に、二九年度の米価論争が最初から農民手取額を低く押えることから始まったこと。それは「食糧事情も好転したし、政府が緊縮財政、低物価政策をうち出している折でもあるから、この辺で財政の赤字を生むような二重価格制……に終止符を打たなければならないとする大蔵省側の主張によったもの」（『朝日新聞』九月七日）であり、そのためには、現在の消費地の内地米配給に必要な量を供出で確保できなくとも、政府のきめた低米価で「集まるだけの量を買入れればよいとの考え方」（同上九月二日）である。

第三に、低米価を押しつける道具としてのパリティ方式が崩れたということ。農民諸団体は早くから生産費方式を主張し、再生産を保障する米価を要求して斗ってきた。各種の奨励金は、この農民の斗いに押された政府が、富農層をひきつけ、農民戦線を分裂させるためのものであった。ところが、二九年度は、政府みずからが、パリティの動き

がどうであるかということよりも、まず農民の手取り額を如何に低く押えるか、ということを目指したため、政府自体が、パリティ方式を否定しているということになった。

かくして二九年度米価決定にみられる吉田政府の一貫した政策は、予算は、あげて再軍備にまわさなければならず、そのためには、従来それで釣ってきた富農のための奨励金も切下げるし、低米価によって配給米の集荷が減ってもかまわない、国民はMSA小麦や黄変米でよろしい、ということである（『日本農業年報』Ⅱ、十一頁以下参照）。ここに対米従属下の日本独占資本の米価政策が露骨な形で示されているといえよう。